

分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について	九 変更日 平成二十七年九月七日
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六條第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五條第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。	十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）	十 届出日 平成二十七年七月二十二日
なお、法第八條第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「（一）氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名）（二）住所（団体にあっては所在地）（三）意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年九月十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。	十二 縦覧期間 平成二十七年九月十八日から平成二十八年一月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。	十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
平成二十七年九月十八日	十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	十二 縦覧期間 平成二十七年九月十八日から平成二十八年一月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
東京都市事 外 添 要 一	正 誤	十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一 店舗名 新橋ブレイス	○平成二十七年六月三十日付東京都告示第千五十五号 増刊57別冊(8)ページ中「861,109」を「1,077,955」を 「△25,500,924」を「△168,558」を「△7,264,055」を 「△1,963,891」を「2,443,301」を「2,073,276」を「△23,345,594」を「7,133,757」を「△23,399,221」を 「7,080,131」を「△48,681,587」を「△79,314,117」を 「216,477」を「369,657」を「△42,595,823」を「△73,075,175」に訂正する。	十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
二 店舗所在地 港区新橋二丁目十二番九号		十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
三 設置者名 三菱UFJ信託銀行株式会社		十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番五号		十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
五 変更前の閉店時刻 午後十時		
六 変更後の閉店時刻 翌午前一時		
七 変更前の来客が駐車場を利用することができ時間帯 午前九時三十分から午後十時まで		
八 変更後の来客が駐車場を利用することができ時間帯 午前九時三十分から翌午前一時まで。ただし、日曜・祝日を除く平日は午前九時三十分から午後十時まで		
一 店舗名 大崎ブライトプラザ		
二 店舗所在地 品川区北品川五丁目四番一号		
三 設置者名 三井不動産株式会社ほか四名		
四 設置者住所 中央区日本橋室町二丁目一番一号 ほか		
五 変更前の店舗名 (仮称)北品川五丁目第1地区第一種市街地再開発事業E棟		
六 変更後の店舗名 大崎ブライトプラザ		
七 変更前の店舗所在地 品川区北品川五丁目五百六十九番		
八 変更後の店舗所在地 品川区北品川五丁目四番一号		
九 変更前の小売業者の氏名又は名称 未定		
十 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ライフコーポレーション ほか未定		
十一 変更日 平成二十七年九月九日ほか		
十二 届出日 平成二十七年八月十八日		
十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）		
十四 縦覧期間 平成二十七年九月十八日から平成二十八年一月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。		
十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。		